

# 令和3年度地域運動部活動推進事業における成果報告

鹿児島県教育委員会

## 1 本県の地域移行に向けた目標・在り方に関する考え方

生徒にとって望ましい持続可能な部活動と教員の働き方改革の両立を目標に掲げ実践を進めていくこととしている。本県では、市町村、学校の実態を踏まえ、地域、保護者に対して、部活動の地域移行に係る周知の在り方、地域部活動の運営主体や指導者となる地域人材の確保、財源の確保が課題であると考えている。

## 2 鹿児島県における拠点校及び拠点校を設置している市町について

### (1) 薩摩川内市 人口：92,079人

拠点校：薩摩川内市立入来中学校 生徒数96人 部活動数4

実践に選定されている競技：軟式野球、ソフトボール、バレーボール、サッカー  
(外部指導者を地域スポーツ指導者として活用することで、人材を確保)

拠点校：薩摩川内市立樋脇中学校 生徒数144人 部活動数8

実践に選定されている競技：ホッケー  
(ホッケーの盛んな地域であり、外部指導者を地域スポーツ指導者として活用)

### (2) 与論町 人口：5,186人

拠点校：与論町立与論中学校 生徒数168人 部活動数9(町内に1校のみ)

実践に選定されている競技：サッカー

## 3 実践研究の成果

### (1) 関係団体と円滑に地域移行を推進できる体制の構築

与論町においては、外部指導者として現在携わっていた人材を地域スポーツ指導者として依頼し、与論町サッカー連盟の全面協力が得られている。このように、行政の学校体育、スポーツ振興の担当者、各競技団体代表、学校代表など関係機関の代表からなる推進委員会を設置し、生徒・保護者の思いを重視した地域移行のスケジュールや人材バンクの創設、運営主体の確保や予算の確保等についての検討を重ねることが地域移行を推進できる体制の構築につながっている。

### (2) 拠点校の取組や関係団体の協働を効果的に促進する支援の在り方

地域のスポーツ指導者が平日の部活動にも少しでも関わることができるように、部活動そのものを夜間に行うなどの手立てが必要であり、部活動の方針の改定や、部活動指導員設置規則の施行、顧問教員の兼職兼業手続きの整備、保護者向けの「地域部活動通信」の発行などに取り組んでいるところである。

### (3) 課題及び対策

モデル地域においては、地域部活動の指導者の雇用にあたり、学校部活動の顧問の指導方針や部員の特性等を十分理解した上で土日の指導を行いたいと考えているが、仕事の都合上、平日の学校部活動に関わる時間がなかなかもてない。そのことを理由として、土日のみの指導を躊躇する傾向がある。また、部活動を地域に開いていく過程で、現存しない新たな部活動を設置してほしいという要望が地域から上がるようになっており、学校としてイニシアチブを保つことに苦心している。今後、学校施設の利用については、解錠や施錠に関する課題があるが、体育館や武道館など校舎と別棟の施設については、使用団体に委ねることも可能であると考えている。

(4) 取組を円滑に他地域へ普及する手立て

拠点校の実践例を他地域や近隣の学校に広報する。

(5) 実践研究に係る意識調査から

【薩摩川内市】

保護者：地域指導者の指導に期待している保護者は81.4%で、負担金支出を求められても指導を受けさせたいと考えている保護者は、71.2%である。

生徒：89.6%の生徒が、地域指導者の専門性のある指導に期待しながら活動している。

教員：部活動指導に負担を感じる教職員が25%減少していて、地域指導者に熱心に取り組んでもらっていると感じている。

【与論町】

保護者：地域部活動推進協議会から、サッカー部の保護者に向けて「休日の部活動の地域移行」についての説明文書を配布したが、地域の指導者が外部指導者として既に受け入れられていたこともあり、保護者からの問い合わせや相談はない。

生徒：地域の指導者が外部指導者として既に受け入れられていたこともあり、12月に実施した生徒への聞き取り調査においては、回答した全ての生徒が「地域移行前と移行後で段差を感じない」「困ったこともない」と答えている。

教員：「サッカー経験のない顧問でも技術的な指導をお任せすることができる」「地域との接点を増やすことができる」「複数の目で生徒を見ることができる」など、好意的な意見が多い一方、地域スポーツ活動の指導者の活動実績簿をチェックするなどの新たな業務が生じていることにはついてやや不満を感じているようである。

指導者：地域スポーツ活動の指導者は、ボランティアでサッカー部の指導を手伝っていたころに比べて「指導記録簿」や「活動実績簿」の記入などの業務が増えたことにやや不満を感じているようである。

4 本県の部活動適正化検討委員会における協議内容

(1) 地域人材確保と運営主体となる団体への支援・援助の在り方について

○ 事務局からの本県の部活動指導適正化推進事業に係る取組の現状、国の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」及び本県の「休日の部活動の段階的な地域移行」の概要説明を受けての意見交換がなされた。

○ 地域移行は、概ね外部の指導者を活用して部活動の地域への移行が進んでいくことは理解できるが、完成形が見えないため、早急に県として部活動の地域移行に係るポンチ絵などを作成し、市町村や学校に周知を図る必要があるとの見解が得られた。

(2) 令和5年度からの本県の部活動の方向性について

○ 今後部活動の方向性について検討し、「予算の確保」「地域人材（指導者）の確保」「活動場所の確保」「指導形態の在り方」など、部活動の地域移行に係る課題について共通認識が得られた。

○ 生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築であれば、主となる生徒の意識調査を実施する必要があるとの見解が得られた。